



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会社名 ア ツ ギ 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 工 藤 洋 志
(コード番号：3529 東証第1部)
問合せ先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 統 括 岡 田 武 浩
(TEL 046-235-8107)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は平成 20 年 4 月 18 日開催の取締役会で決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に関し、本日開催の取締役会において、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

I. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社および子会社を対象とする「企業行動基準」および「従業員行動規範」を当社にて制定し、当社および子会社全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. 当社内部監査担当者が、当社および子会社の業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。
3. 当社および子会社における取締役等および使用人の職務執行の適法性の確保をより確実に期するため、当社において社外取締役 1 名と社外監査役 2 名を選任し、当社取締役会による監視を行う。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

II. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
2. 文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。

III. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理については、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である当社管理本部法務担当がリスク管理規程に基づき、当社および子会社のリスクを総括的に管理する。
2. 当社内部監査担当者が子会社も含めた部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に当社担当取締役に報告する体制とする。
3. 当社および子会社の重要なリスクについては、状況および対応策を当社担当取締役が定期的に当社経営会議において報告する。

IV. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社各本部および子会社は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役等と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
2. 当社各本部および子会社の目標の達成度は、当社管理本部法務担当が定期的にレビューし、進捗管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
3. 当社および子会社の重要事項については、当社取締役で構成する経営会議において審議を行う。

V. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社関係会社管理規程に基づき、子会社は当社が採用する本部制における各本部長の管理下に置かれ、子会社の業務執行については、当社各本部長が各子会社より報告を受ける。この他、当社および子会社の経営幹部を構成員とするグループ幹部会議を定期的に開催し、各子会社より報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
2. 重要な子会社については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。

VI. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、当社監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。

VII. 前号の使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価については、当社監査役会の意見を尊重する。
2. 当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けない。

VIII. 当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

1. 当社および子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

2. 当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為や当社および子会社の財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、内部通報窓口の主管部署である当社管理本部法務担当へ報告し、当該管理本部法務担当は、必要に応じ当社監査役にその内容の報告を行う。
3. 当社内部監査担当者による当社および子会社に対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の結果は、遅滞なく監査役に報告することとする。
4. 監査役は、当社取締役を構成員とし、当社および子会社の経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べる。

IX. Ⅷの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として当社および子会社が不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

X. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

XI. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2. 監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

XII. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

以上